

令和 3 年 1 2 月

射水市議会定例会議案

目 次

議案第 6 4 号	令和 3 年度射水市一般会計補正予算（第 6 号）
議案第 6 5 号	令和 3 年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 6 6 号	令和 3 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 （第 2 号）
議案第 6 7 号	令和 3 年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 6 8 号	令和 3 年度射水市水道事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 6 9 号	令和 3 年度射水市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 7 0 号	令和 3 年度射水市病院事業会計補正予算（第 2 号）
議案第 7 1 号	射水市フットボールセンター条例の制定について
議案第 7 2 号	射水市国民健康保険条例の一部改正について
議案第 7 3 号	射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第 7 4 号	射水市都市公園条例の一部改正について
議案第 7 5 号	射水市下水道条例の一部改正について
議案第 7 6 号	射水市体育施設条例及び海竜スポーツランド条例の一部改正について
議案第 7 7 号	不動産の処分について
議案第 7 8 号	指定管理者の指定について
議案第 7 9 号	指定管理者の指定について
議案第 8 0 号	指定管理者の指定について
議案第 8 1 号	指定管理者の指定について

議案第 7 1 号

射水市フットボールセンター条例の制定について

射水市フットボールセンター条例を次のように定める。

令和 3 年 1 2 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市フットボールセンター条例

(設置)

第 1 条 市民の健康の保持増進及びスポーツの振興に寄与するとともに、フットボール競技等を生かした交流人口の拡大及び地域の活性化に資するため、射水市フットボールセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
フットボールセンター	射水市海竜町 2 3 番地 1

(開場時間)

第 3 条 センターの開場時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日については、午前 8 時から午後 9 時までとする。

2 射水市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めたときは、前項に規定する開場時間を臨時に変更することができる。

(休場日)

第 4 条 センターの休場日は、1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、休場日以外の日
に臨時に休場することができる。

(使用の許可)

第 5 条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をするに当たって、使用の制限その他管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不許可)

第 6 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対してセンターの使用を許可してはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めたとき。
- (2) 建物、附属設備、器具等を損傷するおそれがあると認めたとき。
- (3) センターの管理上支障があると認めたとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育委員会が使用を不適當と認めたとき。

(使用許可の取消し等)

第 7 条 教育委員会は、第 5 条第 1 項の規定によりセンターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第5条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が公益上又は管理上必要があると認めたとき。

2 前項の規定による使用の許可の取消し等により、使用者に損害が生じた場合においても、市は、その責めを負わないものとする。

(使用権の譲渡等の禁止)

第8条 使用者は、センターの使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用料)

第9条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、当該使用日までに納付するものとする。ただし、時間超過に係る使用料又は市長が特にやむを得ないと認めたものについては、使用後に納めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、使用者が使用期日の7日前までに使用の許可の取消しを申し出たとき又は使用者の責めに帰することができない理由により使用しなかったときは、同項に規定する使用料を納付しなくてもよいものとする。

(使用料の減免)

第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第11条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれ

かに該当する場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用できなかったとき。

(2) 使用者が、使用期日の 7 日前までに使用の許可の取消しを申し出たとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めたとき。

(原状回復の義務)

第 1 2 条 使用者は、センターの使用を終了したとき (第 7 条第 1 項の規定により使用の許可を取り消されたとき、又は退去を命じられたときを含む。)

は、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償等)

第 1 3 条 使用者は、建物、附属施設、器具等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、これを減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第 1 4 条 教育委員会は、地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。) 第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの (以下「指定管理者」という。) にセンターの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第 1 5 条 前条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合に、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) センターの使用許可及び利用調整に関する業務
- (3) センターの使用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務
- (4) 前３号に掲げるもののほか、センターの管理に関し教育委員会が必要と認める業務

２ 前項の場合における第３条、第４条、第５条、第６条及び第７条の規定の適用については、第３条中「射水市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、特に必要があると認めたときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めたときは、教育委員会の承認を得て」と、第４条中「教育委員会が特に必要があると認めたときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めたときは、教育委員会の承認を得て」と、第５条及び第６条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第７条中「教育委員会」とあり、「市」とあるのは、「指定管理者」とする。

（指定管理者が行う管理の基準）

第１６条 指定管理者は、法令、条例その他教育委員会の定めるところに従い、適正にセンターの管理を行わなければならない。

（利用料金）

第１７条 第１４条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせることとした場合において、使用者は、第９条の規定にかかわらず、指定管理者に利用料金を納めなければならない。

２ 利用料金は、別表に掲げる金額の範囲内において、指定管理者が市長の承

認を受けて定める。

3 利用料金の算定については、前項に定めるもののほか、別表に定める使用料の算定方法に準じて行うものとする。

4 使用者は、利用料金を当該使用日までに納めなければならない。ただし、時間超過に係る利用料金又は市長が特にやむを得ないと認めたときは、その使用後に納めることができる。

5 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。

6 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

7 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、第11条の規定を準用し、利用料金の全部又は一部を還付することができる。この場合において、同条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

（委任）

第18条 この条例に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表（第 9 条関係）

1 フィールド使用料

区分	単位	使用日時	使用料 (1 時間当たり)	
			高校生 以下	一般
人工芝フ ィールド	1 面	平日 午前 9 時から午後 5 時まで	3,840 円	4,800 円
		平日 午後 5 時から午後 9 時まで	4,800 円	6,000 円
		土曜日、日曜日及び祝日 午前 8 時から午後 9 時まで	6,000 円	6,000 円
	半面	平日 午前 9 時から午後 5 時まで	3,070 円	3,840 円
		平日 午後 5 時から午後 9 時まで	3,840 円	4,800 円
		土曜日、日曜日及び祝日 午前 8 時から午後 9 時まで	4,800 円	4,800 円

備考

- 1 1 時間未満の端数は、1 時間として計算する。
- 2 使用時間の短縮による使用料は減額しない。
- 3 設備等の準備及び原状回復時間も使用時間を含める。

- 4 第3条第2項の規定により臨時に開場時間を変更する場合の使用料は当該使用日時に連続する時間帯の区分に応じた額とする。

2 フットサル場使用料

区分	単位	使用日時	使用料 (1時間当たり)	
			高校生 以下	一般
屋根付き フットサ ル場	1面	平日 午前9時から午後5時まで	3,840 円	4,800 円
		平日 午後5時から午後9時まで	4,800 円	6,000 円
		土曜日、日曜日及び祝日 午前8時から午後9時まで	6,000 円	6,000 円

備考

- 1 1時間未満の端数は、1時間として計算する。
- 2 使用時間の短縮による使用料は減額しない。
- 3 設備等の準備及び原状回復時間も使用時間に含める。
- 4 第3条第2項の規定により臨時に開場時間を変更する場合の使用料は当該使用日時に連続する時間帯の区分に応じた額とする。

3 設備使用料

区分	単位	使用料
夜間照明	1 面 1 時間	1,200 円
	半面 1 時間	800 円
ロッカールーム	1 回	600 円
シャワー	3 分	100 円

備考

- 1 夜間照明の使用料の算定については、1 時間未満の端数は、1 時間として計算する。
- 2 使用時間の短縮による使用料は減額しない。
- 3 ロックールームは、人工芝フィールド 1 面の利用につき 4 室まで、人工芝フィールド半面又は屋根付きフットサル場 1 面の利用につき 2 室まで無料とする。

4 特殊設備使用料

区分	単位	使用料
A I 自動撮影カメラシステム	1 時間	2,000 円

備考

- 1 特殊設備使用料は、教育委員会が指定する団体等が使用する場合のみとする。
- 2 1 時間未満の端数は、1 時間として計算する。
- 3 A I 自動撮影カメラシステムの使用時間は映像を配信した時間又は収録の時間により算定する。

議案第 72 号

射水市国民健康保険条例の一部改正について

射水市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

令和 3 年 12 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市国民健康保険条例の一部を改正する条例

射水市国民健康保険条例(平成 17 年射水市条例第 154 号)の一部を次のように改正する。

「第 2 章 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会
目次中 (第 2 条・第 3 条) を」

「第 2 章 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会(第 2 条・第 3 条)

第 3 章 被保険者(第 4 条) 」

に、「第 3 章」を「第 4 章」に、「第 4 条 - 第 6 条」を「第 5 条 - 第 7 条」に、
「第 4 章」を「第 5 章」に、「第 7 条・第 8 条」を「第 8 条・第 9 条」に、「第
5 章」を「第 6 章」に、「第 9 条」を「第 10 条」に、「第 6 章」を「第 7 章」
に、「第 10 条 - 第 13 条」を「第 11 条 - 第 14 条」に改める。

第 13 条を第 14 条とし、第 10 条から第 12 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 6 章を第 7 章とする。

第 5 章中第 9 条を第 10 条とする。

第 5 章を第 6 章とする。

第 4 章中第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とする。

第 4 章を第 5 章とする。

第 3 章中第 6 条を第 7 条とする。

第 5 条第 1 項中「40 万 4,000 円」を「408,000 円」に改め、同条を第 6 条とする。

第 4 条を第 5 条とする。

第 3 章を第 4 章とし、第 2 章の次に次の 1 章を加える。

第 3 章 被保険者

（被保険者としない者）

第 4 条 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定により、児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法（明治 29 年法律第 89 号）の規定による扶養義務者のいない者は、被保険者としない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前に出産した被保険者に係る改正後の第 6 条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議案第 7 3 号

射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例の一部改正について

射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例の一部を次のように改正する。

令和 3 年 1 2 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例

射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例（平成 2 6 年射水市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 4 条第 6 項中「第 4 項中」を「交付する」とあるのは「得る」と、第
3 項中「前項各号」とあるのは「第 6 項において準用する前項各号」と、第 4
項中「第 2 項」とあるのは「第 6 項において準用する第 2 項」と、」に改め、
「第 5 項中」の次に「前項」とあるのは「第 6 項において準用する前項」と、」
を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 4 号

射水市都市公園条例の一部改正について

射水市都市公園条例の一部を次のように改正する。

令和 3 年 1 2 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市都市公園条例の一部を改正する条例

射水市都市公園条例（平成 1 7 年射水市条例第 1 8 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「を超えてはならない」を「とする」に改め、同条ただし書中「第 5 項」を「第 6 項」に改める。

第 6 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(5) 法第 5 条の 7 第 1 項に規定する認定公募設置等計画に基づき法第 5 条の 2 第 1 項に規定する公募対象公園施設を設ける場合

第 6 条に次の 1 項を加える。

6 第 1 項第 5 号に掲げる場合に関する前条ただし書で定める範囲は、同号に規定する公募対象公園施設に限り、当該都市公園の敷地面積の 1 0 0 分の 1 0 を限度として同条本文により認められる建築面積を超えることができることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 75 号

射水市下水道条例の一部改正について

射水市下水道条例の一部を次のように改正する。

令和 3 年 12 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市下水道条例の一部を改正する条例

射水市下水道条例（平成 17 年射水市条例第 193 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項の表太閤山浄化センターの項を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

議案第 76 号

射水市体育施設条例及び海竜スポーツランド条例の一部改正に
ついて

射水市体育施設条例及び海竜スポーツランド条例の一部を次のように改正
する。

令和 3 年 12 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市体育施設条例及び海竜スポーツランド条例の一部を改正
する条例

(射水市体育施設条例の一部改正)

第 1 条 射水市体育施設条例(平成 17 年射水市条例第 106 号)の一部を次
のように改正する。

第 7 条第 3 項中「前納」を「当該使用日までに納付するもの」に改め、同
条に次の 1 項を加える。

4 第 1 項の規定にかかわらず、使用者が使用期日の 7 日前までに使用の許
可の取消しを申し出たとき又は使用者の責めに帰することができない理
由により使用しなかったときは、同項で規定する体育施設使用料を納付し
なくてもよいものとする。

第 16 条第 1 項本文中「前納し」を「当該使用日までに支払わ」に改め、
同項ただし書中「前納しないことができる」を「この限りでない」に改める。

(海竜スポーツランド条例の一部改正)

第 2 条 海竜スポーツランド条例(平成 17 年射水市条例第 107 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条中「入館時に」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、使用者が使用期日の 7 日前までに使用の許可の取消しを申し出たとき又は使用者の責めに帰することができない理由により使用しなかったときは、同項で規定する使用料を納付しなくてもよいものとする。

第 10 条第 2 項中「前納」を「当該使用日までに納付するもの」に改める。

第 18 条第 1 項本文中「前納し」を「当該使用日までに支払わ」に改め、同項ただし書中「前納しないことができる」を「この限りでない」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 77 号

不動産の処分について

市有地の売却について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年射水市条例第 50 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 土地の表示

所 在 射水市南太閤山十七丁目

地 番 1 番 1

地 目 雑種地

地 積 17, 119 平方メートルのうち、7, 200 平方メートル

2 処分の目的 射水市小杉ふれあいセンター跡地利活用事業用地として 売却

3 売却価格 122, 400, 000 円

4 契約の相手方 射水市池多 822 番地

社会福祉法人小杉福祉会

理事長 倉敷 博一

令和 3 年 12 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第 78 号

指定管理者の指定について

射水市陶房「匠の里」の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市陶房「匠の里」

2 指定管理者となる団体の名称

株式会社 ジャパン・フラワー・コーポレーション

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

議案第 79 号

指定管理者の指定について

射水市大門総合会館及び射水市正力・小林記念館の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市大門総合会館及び射水市正力・小林記念館

2 指定管理者となる団体の名称

公益財団法人 射水市文化振興財団

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第 80 号

指定管理者の指定について

射水市新湊交流会館の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市新湊交流会館

2 指定管理者となる団体の名称

株式会社 技研サービス

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第 8 1 号

指定管理者の指定について

射水市川の駅新湊及びいみず観光情報館の指定管理者について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和 3 年 1 2 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市川の駅新湊及びいみず観光情報館

2 指定管理者となる団体の名称

株式会社 新湊観光船

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで